

民間賃貸住宅建設費補助事業について

民間賃貸住宅建設に対する補助要綱が制定されましたのでお知らせします。

1 目的

初山別村内に移住定住を促すため民間賃貸住宅を建設する個人又は法人に対し、その費用の一部を助成することにより、優良な民間賃貸住宅の建設を促進し、人口増加と住環境の向上を図ることを目的とする。

2 対象事業

村内に新築する民間賃貸住宅で、次に掲げるもの。

- (1) 1棟当たり2戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅又は長屋
- (2) 住戸1戸当たりの専用部分の床面積が、30平方メートル以上であるもの
- (3) 敷地内に住戸1戸当たり1台以上専用駐車場が確保されているもの。ただし、村長が認めた場合はこの限りでない。
- (4) 各戸に玄関、便所、浴室、上下水道、台所及び物置が設置されているもの。この場合において、民間賃貸住宅建設予定地が農業集落排水供用区域外の場合は、農業集落排水に代わり合併浄化槽を設置しなければならない。
- (5) 1戸当たりの住宅の家賃月額を建設費の0.5/100以内とする。
- (6) 建築基準法その他関係法令の基準に適合しているもの
- (7) 建設業法に掲げる建設工事業の許可を受けている者によって施工されるもの
- (8) 次に掲げる建築物ではないもの
 - ア 組立式仮設住宅
 - イ 事業者が個人の場合は、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族が入居するもの
 - ウ 事業者が法人の場合は、建設戸数の1/2を超えて当該法人の役員又は職員が入居するもの
 - エ 公共事業等により補償を受けて新築するもの

3 交付対象者

- (1) 村内に民間賃貸住宅を建設する個人又は法人
- (2) 村税及び村に納付すべき公共料金を滞納していない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない者。

4 補助金の額

1戸当たりの建設費の1/2以内で上限500万円とする。

5 施行期間

令和5年7月1日から令和9年3月31日まで。